**平成２８年（フ）第９１０５号**
東京都世田谷区成城４丁目33―５―106
破産者　影山　博則
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１１１３号**
埼玉県入間市大字新久866番地９　47―653
破産者　佐藤　浩之
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２４号**
三重県伊勢市船江２丁目24番26号　平野荘１号
破産者　今井崎順一
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２９年（フ）第５２号**
三重県度会郡玉城町佐田881番地　ケアハイツ玉城、住民票上の住所三重県伊勢市勢田町449番地３
破産者　出口　八平
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
広島市西区東観音町２番15―202号
破産者　株式会社エイゼット
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６４号**
広島県呉市吉浦東本町１丁目２―１
破産者　株式会社神成工業
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２９年（フ）第１号**
千葉県山武郡横芝光町横芝1488番地
破産者　鈴木　雅弘
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１５５号**
新潟県見附市新町１丁目２番５号
破産者　株式会社斉藤ふとん店
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２９年（フ）第１５９号**
静岡県浜松市浜北区小松3180番地
破産者　有限会社おばた
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第１８０号**
静岡県浜松市中区田町227番地の16ドゥビルディング
破産者　株式会社ゼプトイノベーションジャパン
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１２５号**
兵庫県西宮市柳本町７番28号　コーポ柳本Ｉ103号、前住所兵庫県西宮市甲陽園山王町３番28号
破産者　西垣　**桑**三
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４０号**
岡山市中区高島２丁目３番１―５号　高島市営住宅Ｄ210番館５号
破産者　和田　正則
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２５２号**
岡山市北区野田５丁目４番22号　メゾンみゆき１―Ｄ
破産者　中島　弘太
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１６８号**
愛媛県伊予郡松前町大字徳丸1130番地７
破産者　有限会社ナモトホーム
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２９年（フ）第１８１号**
神奈川県厚木市愛名1022―２　リビングケア唯の郷　厚木愛名、住民票上の住所神奈川県厚木市金田388番地４　金田クリニック２Ｆ
破産者　鷲山　京子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第４号**
埼玉県坂戸市薬師町９番地２　エスポワールＴＹ505、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字片柳2308番地５
破産者　岡村　　実
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第４７号**
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目７番１―407号
破産者　稲森　裕二
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第１７０号**
神奈川県伊勢原市西富岡1304番地
破産者　堀江　育代
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第４７号**
広島県安芸郡海田町南本町５番15―105号
破産者　古場　　宏
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２６号**
函館市的場町７番10―805号
破産者　八田　嘉明
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所